

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和5年度 神戸市交通局 例規集例規データ更新等 業務	R5. 4. 1	株式会社ぎょう せい関西支社	2,134,000 (予定額)	神戸市（企業会計含む。）例規データベースシステムの構築及び データ更新等は、行財政局法務支援課が特命随意契約で契約してい る左記業者が業務を行っており、本件業務は、そのシステム内で補 えない部分について、システムを構築しデータ更新等を行っている 。そのため、システムの更新等と連携させ、相互のシステムに データ掲載を行っている。 神戸市例規データベースシステムについては、左記業者がシステム 構築し、データ更新等を行っているため、現在のシステムのデータ 等更新業務については、システムを構築する左記業者以外が行うこ とはできない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0103)
交通局財務会計システム 保守業務	R5. 4. 1	(株)日立システ ムズ	3,036,000	左記業者は、現在導入されている財務会計システムの製作会社であ り、修正作業は他業者にはできないため。また、現在のシステム運 用と局独自システムの開発を行っており、技術的にも当業務に精通 しており信頼できるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0105)
神戸市営交通事業の経営 に関する助言等業務	R5. 4. 1	システム科学研 究所	8,047,600	統計分析業務等は過去の業務と一体性の関係性を有し、引き続き実 施することが望ましいものであり、委託先候補でなければ業務の完 遂が不完全または経費の相当の増嵩が見込まれるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0108)
交通局ICネットワークシ ステム保守業務	R5. 4. 3	日本電気株式会 社	9,680,000	本システムの保守業務には、安定稼働ならびに障害発生時の迅速な 復旧を可能にするための高度な専門的知識が必要となるが、この技 術を有しているのは本システムを構築した左記業者以外にはないた め。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
共用社局サーバシステム 運用保守業務	R5. 4. 1	アイテック阪急 阪神株式会社	47,566,200	本システムは左記業者によるホスティングサービスによりシステム を導入している。そのため、本システムの保守および運用は同社以 外に履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
自動定期券発行機クレ ジット決済システム保守 運用業務	R5. 4. 1	アイテック阪急 阪神株式会社	10,188,420	本システムの保守および運用業務には、安定稼働並びに障害発生時 の迅速な復旧を可能にするための高度な専門的技術が必要となる が、この技術を有しているのは本システムを構築した左記業者以外 にはないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
定期券発行サーバシステム運用保守業務	R5. 4. 1	アイテック阪急 阪神株式会社	3, 421, 000	本システムは、左記業者がホスティングサービスとして各社局に提供しているサーバを用いて、当局の独自仕様のプログラムを同社で開発・展開させたもので構成されており、本システムの保守および運用は、本システムのホスティングならびに開発元である同社以外に履行できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
ICOCA統括管理装置運用保守業務	R5. 4. 3	株式会社JR西日 本タクシー	10, 810, 800	本装置は左記業者によるホスティングサービスによりシステムを導入しており、本システムの保守および運用は同社以外に履行できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
ポイント計算サーバシステム運用保守業務	R5. 4. 1	アイテック阪急 阪神株式会社	14, 520, 000	本システムは、現在アイテック阪急阪神株式会社が提供しているホスティングサービスを用い、当局の独自仕様のプログラムを同社で開発・展開させたもので構成されている。本業務は、このシステムの運用等を実施するものであるため、ホスティング並びにソフトの開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
ポイント管理サーバシステム運用保守業務	R5. 4. 3	株式会社小田原 機器	17, 160, 000	本システムは、小田原機器の開発である車載機と一体的に開発したシステムである。本業務は、このシステムの運用等を実施するものであるため、システムの開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
バス後方処理システム保守業務	R5. 4. 3	株式会社小田原 機器	8, 668, 000	本システムは、株式会社小田原機器が独自にソフトウェアとハードウェアを一体で開発したシステムである。このため、本システムの保守は開発元の同社以外にはできない。そのため、委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
収入統計管理システム保守運用業務	R5. 4. 3	株式会社日立シ ステムズ	10, 352, 496	本システムは、株式会社日立システムズが独自に開発したシステムである。本システムの保守及び運用にあたっては、本システムを熟知している必要があることから、当該業務を行えるのは株式会社日立システムズ以外にはない。そのため随意契約とし委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
定期券WEB予約サービス用 中継サーバ保守運用業務	R5. 4. 3	オムロンソーシ アルソリューションズ株式 会社	2,521,200	本システムの保守及び運用業務には安定稼働並びに障害発生時の迅速な復旧を可能にするための高度な専門的技術及び本システムの構成に対する知識が必要となるが、この技術を有しているのは本システムを構築した左記業者以外にはないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
ハードウェア等更新に伴 う収入統計管理システム 移行業務	R5. 4. 13	株式会社日立シ ステムズ	18,167,600	本システムは、株式会社日立システムズが独自に開発したシステムである。本業務あたっては、本システムを熟知している必要があることから、当該業務を行えるのは株式会社日立システムズだけである。そのため随意契約とし、委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
自動定期券発行機の定期 券情報表示等に関する改 修業務	R5. 4. 3	東芝インフラシ ステムズ株式 会社	8,800,000	本機器は、左記業者が独自に開発・設計した機器である。本業務は本機器にかかるプログラム改修を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
地下鉄におけるクレジット タッチ決済導入に伴う ICネットワーク改修業務	R5. 9. 29	日本電気株式 会社 神戸支社	1,760,000	本システムは左記業者が独自に開発・設計したものであり、その設定変更は開発元である同社以外に実施できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
交通局ICネットワークシ ステム更新業務	R5. 8. 24	日本電気株式 会社 神戸支社	218,754,800	本業務では既存システムからの円滑かつ確実な機器更新（既存機器と更新後の機器の混在運用を含む）及び迅速な障害復旧が必要となるが、この技術を有しているのは本システムを独自に開発・設計した左記業者以外にはないため。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
自動定期券発行機の定期 券WEB予約システムに関 する追加改修業務	R5. 7. 3	東芝インフラシ ステムズ株式 会社	21,857,000	本機器は、左記業者が独自に開発・設計した機器である。本業務は本機器にかかるプログラム改修を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
自動定期券発行機 新紙幣および新硬貨対応改修業務	R5. 8. 9	東芝インフラシステムズ株式会社	69,080,000	当該機器は、東芝インフラシステムズ（株）が独自に開発・設計した機器を用いて構成している。本業務は、このシステムにかかるプログラムの改修を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
地下鉄ポイント還元サービスの導入に伴うポイントシステム構築業務	R5. 7. 27	アイテック阪急阪神株式会社	96,800,000	本システムはアイテック阪急阪神（株）が独自に開発・設計したシステムであり、開発元である同社以外には実施できないため。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
市バス車載機プログラム改修業務	R5. 7. 10	株式会社小田原機器 関西営業所	107,030,000	本システムは株式会社小田原機器が独自に開発したものであり、その改修は開発元である同社以外には実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
地下鉄各駅におけるクレジットカードタッチ決済導入に伴うシステム構築業務	R5. 8. 2	QUADRAC株式会社	20,447,900	本システムは左記業者が独自に開発・設計したシステムである。開発元である同社以外には実施できないため委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
地下鉄各駅におけるクレジットカードタッチ決済導入に伴う改札機改修業務	R5. 6. 23	東芝インフラシステムズ株式会社	201,933,600	本システムは東芝インフラシステムズ（株）が独自に開発・設計したシステムであり、開発元である同社以外には実施できないため、委託先として同社を選定する。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
神戸市交通局公金集金業務	R5. 4. 1	㈱三井住友銀行	70,271,960	当局の出納取扱金融機関であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0104）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
交通局営業所勤務管理システム保守業務	R5. 4. 1	NECネクサソリューションズ株式会社	2,469,720	左記業者は、現在導入されている営業所勤務管理システムの製作会社であり、修正作業は他業者にはできないため。また、現在のシステム運用と局独自システムの開発を行っており、技術的にも当業務に精通しており信頼できるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0112）
産業医業務	R5. 4. 1	（公財）兵庫県予防医学協会	1,207,800	本業務を履行するためには、安全衛生に関する専門的情報、医学的知識を有するだけでなく、交通運輸業の特殊性に精通した産業医を選任する必要があり、価格競争である競争入札には適さないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0111）
職員健康診断業務（人間ドック受診者）	R5. 4. 1	神戸市職員共済組合	2,722,170	人間ドックを受診するもののほとんどが、共済組合の実施する人間ドックを受診しており、職員の健康診断結果を漏れなく把握できるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0111）
パルティ総合管理業務	R5. 4. 1	株式会社こうべ未来都市機構	71,923,440	市の方針に沿い、駅前の魅力向上等のため駅ビル等駅周辺施設の運営を原則（株）こうべ未来都市機構に一元化する。パルティは西神車庫用地内にあり、今後用地全体の土地利用計画を検討するなかで、施設運営のノウハウに加えて交通局施設の特殊性を熟知し、既存テナントとの良好な関係性を保持しつつ、当局と十分に連携した運営を行えるものを契約の相手方とする必要があるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課資産活用係 （TEL：984-0131）
伊川谷駅ビルにおける賑わい創出のための空区画改修業務	R5. 8. 4	株式会社こうべ未来都市機構	55,728,200	当局においては、駅ビル・駅前の魅力向上を図り、まちづくり施策と一体となった駅ビル運営を行うため、（株）こうべ未来都市機構に駅ビル等の運営を原則一元化している。当該駅ビルも同社が管理運営・リーシングを行っており、当該駅ビルの知識に加え、他の商業施設や駅周辺施設の運営ノウハウを豊富に有する同社へ委託することが最も経済的かつ効率的と考えられる。 また、同社は、交通局施設の特殊性を熟知しているほか、まちづくり施策の豊富な展開実績を有するため、当局及び関係者と十分連携し、最も安定的に業務を遂行することが可能であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課資産活用係 （TEL：984-0131）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
神戸電鉄湊川定期券発売所及び谷上駅定期券発売所における定期券発売等業務	R5. 4. 1	神戸電鉄(株)	24, 849, 000	本市高速鉄道と神戸電鉄の連絡駅であることから、左記事業者は当該地域の交通事業体系を熟知しており、本市の料金や路線等に関する知識・経験も豊富であるため、適正に業務遂行する能力があり、当該定期券発売業務を委託できる唯一の事業者である。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課運賃収入係 （TEL：984-0124）
定期券発売所におけるクレジットカード決済業務（JCB, AMEX, Dinersブランド取扱）	R5. 4. 1	(株)ジェーシービー	8, 901, 000	JCB, AMEX, Diners の3ブランドについて、クレジットカード決済を包括的に取り扱うことができるのは、左記事業者のみであるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課運賃収入係 （TEL：984-0124）
阪神電鉄御影定期券発売所における定期券発売業務	R5. 4. 1	(株)阪神ステーションネット	6, 280, 130	阪神電鉄の直通特急停車駅であり、市バス8路線が集中する交通の要衝である御影地域において唯一定期券発売業務を行っているのが左記事業者である。阪神御影駅において阪神電鉄の乗車券を発売する等、東部地域における交通事業体系も熟知しており、また、平成25年7月より本市乗合自動車の普通区定期券発売業務等を行い、本市の料金や路線等、本業務に関する知識・経験も蓄積されていることから、本市の定期券発売業務を委託できる唯一の事業者である。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課運賃収入係 （TEL：984-0124）
西神中央駅定期券発売所における定期券及びカード発売等業務	R5. 4. 1	神姫バス(株)	16, 060, 000	本市高速鉄道の起終点駅があり、市バス5路線に加えて神姫バスも多数運行されている西神中央地域において、左記事業者は長年バス運行事業を実施し、同地域の交通事業体系を熟知している。また、本市の料金や路線等、本業務に関する知識と経験の蓄積がなされており、本地域において定期券等発売業務を効率的かつ適切に遂行する能力があると認められる唯一の事業者である。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課運賃収入係 （TEL：984-0124）
谷上駅自動定期券販売機における釣銭準備金の配金業務	R5. 4. 1	NXキャッシュ・ロジスティクス(株)	1, 069, 200	左記業者は現在、三宮・名谷・新長田・神戸駅前・西神中央定期券発売所、阪神御影駅前自動定期券販売機、市バス各営業所の売上金回収・精査・送金業務を三井住友銀行より再委託されており、本業務は上記業務と密接に関連する付帯的なものであることから、上記業者に一元的に委託することで効率的かつ経済的な業務の遂行が見込まれるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課運賃収入係 （TEL：984-0124）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
阪神御影駅前自動定期券 発売機集配金業務	R5. 4. 1	NXキャッシュ・ ロジスティクス （株）	1, 380, 000	左記業者は現在、三宮・名谷・新長田・神戸駅前・西神中央定期券 発売所、市バス各営業所の売上金回収・精査・送金業務を三井住友 銀行より再委託されており、本業務は上記業務と密接に関連する付 帯的なものであることから、上記業者に一元的に委託することで効 率のかつ経済的な業務の遂行が見込まれるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課運賃収入係 （TEL：984-0124）
神戸市交通局グッズ「鉄 道コレクション」 の制作業務	R5. 4. 1	㈱トミーテック	4, 180, 176	当商品は、株式会社トミーテックのオリジナル企画商品であり、同 社以外では製作が不可能である。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課利用促進係 （TEL：984-0129）
神戸市バス情報提供シス テム保守管理業務	R5. 4. 1	㈱社会システム 総合研究所	1, 320, 000	「えきバスびじょん。」の維持管理は基幹システムの開発者である 選定業者しか行うことができないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課利用促進係 （TEL：984-0129）
神戸市交通局オリジナル トミカの制作業務	R5. 6. 1	（株）はとバス エージェンシー	4, 818, 000	当商品は、株式会社タカラトミーのオリジナル商品であり、売買取 引基本契約を締結している同社に制作を委託することが最適であ る。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課利用促進係 （TEL：984-0129）
市バス音声合成放送等装 置データ登録、編集業務 に係る委託契約書	R5. 4. 1	株式会社小田原 機器	6, 630, 720 （予定）	現在、市バスで使用している音声合成放送装置が㈱小田原機器製 品であり、委託先がソフト（変換・製作用、編集用）を開発・所有 している。また、現放送用データの製作者であり、基本データを 製作保有し、その修正・追加等継続作業が容易であり、付帯案内（ス ポンサー広告）の更新や路線変更等にも迅速に対応できるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課資産活用係 （TEL：984-0131）
西神・山手線三宮駅2番 線サイネージシステム維 持管理業務	R5. 4. 1	ジャトー株式会 社	4, 362, 600	当該デジタルサイネージの調達設置事業者であり、サイネージシス テムの構築者である。 デジタルサイネージに必要なサーバーおよびソフトウェアの維持管 理についてはシステムを構築した業者にしか行えず、製造者責任の 点からも対象のデジタルサイネージ納入者以外には行えないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課資産活用係 （TEL：984-0131）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
KOBE乗継検索サービスの維持管理業務	R5.4.1	ジョルダン(株)	1,056,000	現在、導入しているKOBE乗継検索サービスの維持管理は、制作業者にしかできないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
バスロケーションシステムの維持管理業務	R5.4.1	(株)セブリンデータコム	5,940,000	現在、導入しているバスロケーションシステムの維持管理は、制作業者にしかできないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
魚崎営業所業務委託	R5.4.1	阪急バス(株)	1,019,806,700	令和4年度の提案競技を経て、令和5年度から令和9年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和5年度委託契約を締結するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
松原営業所業務委託	R5.4.1	阪急バス(株)	1,694,320,100	令和4年度の提案競技を経て、令和5年度から令和9年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和5年度委託契約を締結するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
落合営業所業務委託	R5.4.1	神姫バス(株)	1,356,003,000	令和4年度の提案競技を経て、令和5年度から令和9年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和5年度委託契約を締結するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
西神営業所業務委託	R5.4.1	神姫バス(株)	396,426,800	令和4年度の提案競技を経て、令和5年度から令和9年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和5年度委託契約を締結するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)
清水が丘営業所業務委託	R5.4.1	山陽バス(株)	314,345,482	令和4年度の提案競技を経て、令和5年度から令和9年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和5年度委託契約を締結するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当)	市バス運輸サービス課 (TEL: 984-0146)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
中央南営業所業務委託	R5. 8. 1	神姫バス(株)	279,353,800	令和4年度の提案競技を経て、令和5年8月から令和9年度までの4年8ヶ月間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和5年度委託契約を締結するため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当）	市バス運輸サービス課 （TEL：984-0146）
市バス車載機データ更新業務	R5. 4. 28	㈱小田原機器 関西営業所	4,000,000	市バス車載機は当該事業者の製品を既に導入しており、当該企業のみ有する情報があり、他社において遂行することが困難である。また、これまでの実績からも信頼性が非常に高く、地元で担える企業もない。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	市バス運輸サービス課 （TEL：984-0149）
バスダイヤシステムアプリケーション保守業務	R5. 4. 1	(株) シグザム	4,158,000	当該バスダイヤシステムのうち、マスター情報関連・画面表示・帳票出力等の部分を開発し、当局に納入しており本業務に必要な技術や知識を有する唯一の業者である。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	市バス運輸サービス課 （TEL：984-0147）
市バス音声合成放送装置データ用音録・音源製作及び原稿作成業務	R5. 4. 1	(株) ケイエム アドシステム	3,800,000	既存のデータに収録されている同一のアナウンサーを保有しており、アナウンス内容の変更に際して、データの一部修正だけで対応できるため、最も経済的に業務を遂行できるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	市バス運輸サービス課 （TEL：984-0147）
市バス乗務員研修業務	R5. 9. 1	(株) 山城自動車 教習所	2,530,000	運転技能自動評価システムを用いた交通心理学に基づく、大型バスを使用しての専門的な講義が可能であり、他の研修所や教習所では、運転技能評価システムや大型バスを使用しての研修が実施できない。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	市バス運輸サービス課 （TEL：984-0152）
ドライブレコーダーの更新業務	2023/4/25	(株) レゾナン ト・システムズ	29,440,400	現在保有するドライブレコーダーの機材（カメラや配線及び分析装置など）を流用でき、導入経費を節減できるため、非常に安価になる。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項2・6号に該当）	市バス運輸サービス課 （TEL：984-0152）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
新1000円紙幣に対応する 車載機改修業務	R5. 9. 6	株式会社小田原 機器 関西営業 所	49, 582, 500	当局の小田原機器製の車載機改修業務には、製造メーカー独自の専門的知識が必要であり、他社はその知識を有しておらず、競争入札に適さないため。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条の第1項第2号に該当）	市バス車両課 （TEL：992-3333）
北神線の運營業務	R5. 4. 1	神戸電鉄(株)	1, 164, 228, 000	令和2年6月1日付の北神線市営化まで、北神急行（株）において運転等の北神線運營業務に従事していた職員は、現在は第1種鉄道事業者である神戸電鉄（株）に移管されており、当該事業者は当該業務を適正に遂行する能力を持つ唯一の事業者であるため。 （地方公営企業法第21条の14第1項2号に該当）	地下鉄運輸サービス課 （TEL：984-0162）
高速鉄道キーマン助役委 託研修業務	R5. 6. 9	(株)コンサル ティングアソシ エイツ	2, 397, 460	鉄道事業の運輸部門の運用に精通し、豊富な経験・知識を有しており高い研修効果を期待できるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	地下鉄運輸サービス課 研修所 （TEL：791-6337）
海岸線誘導障害試験（列 車無線設備）	R5. 6. 12	協和テクノ ロジズ(株)	1, 540, 000	列車無線設備に対する誘導障害の測定、および支障の有無の判定は、地上装置を設計・製作している事業者しか対応できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	電気システム課 （TEL：791-9729）
海岸線誘導障害試験 （TD・ATO）	R5. 6. 1	日本信号(株) 大 阪支社	14, 905, 000	信号保安設備であるTD地上装置、およびATO地上装置に対する誘導障害の測定、および支障の有無の判定は、本装置を設計・製作している事業者しか対応できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	電気システム課 （TEL：791-9729）
海岸線誘導障害試験（商 用軌道回路）	R5. 6. 1	(株)京三製作所 大阪支社	5, 368, 000	信号保安設備である商用軌道回路に対する誘導障害の測定、および支障の有無の判定は、地上装置を設計・製作している事業者しか対応できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	電気システム課 （TEL：791-9729）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
緊急地震速報配信業務	R5. 4. 1	アイテック阪急 阪神(株)	1, 415, 370	緊急地震速報配信システムは、配信事業者側に設置される配信サーバと受信者側に設置される受信機器によって構成されるが、当局が所有する受信機器は、左記業者が製作・納入したものであり、左記業者が配信した緊急地震速報しか受信することができない。また、設備の24時間監視及び故障時の対応は、受信機器を納入した左記業者以外には実施不可能なため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	電気システム課 (TEL: 791-9729)
西神車庫車両故障等対応業務	R5. 4. 1	川重車両テクノ 株式会社	37, 675, 000	下記委託先は、当局が所有する鉄道車両の設計製造を担当した川崎重工業(株)の車両の保守や修理を請け負う子会社であり、専門の技術スタッフを有することから、川重車両テクノ(株)以外では対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	地下鉄車両課 (TEL: 793-1306)
乗務区OAシステムの勤怠管理に関するソフトウェア修正業務	R5. 5. 2	(株)協和テクノ ロジーズ	1, 163, 800	左記業者は、現在導入されている乗務区OAシステムのソフトウェアを設計・製作しており、他業者では、左記業者独自のデータ形式に適合するソフトウェアを製作することができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	運転統括所 (TEL: 791-1465)
駅集計機保守業務	R5. 4. 1	オムロンフィールドエンジニア リング(株)	2, 490, 180	受託者は駅集計機の整備業務受託業者(オムロンソーシアルソリューションズ株式会社)の系列保守会社で、駅集計機の保守マニュアルが開示されているのは当該業者のみである。よって、定期点検及び障害発生時に対応が可能なのは当該業者のみである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)
駅間ネットワーク保守業務	R5. 4. 3	協和テクノロ ジーズ(株)兵庫営業所	7, 425, 000	受託者は駅間ネットワーク整備業務や、その後の一部更新業務の構築業者であり、ネットワーク装置及び各種端末の整備を行ってきた業者である。そのため、定期点検の実施や障害時に原因の切り分けを行い、復旧対応が可能なのは当該業者のみである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)
窓口処理機等保守業務	R5. 4. 1	東芝自動機器システムサービス (株)	10, 549, 440	保守対象機器の保守マニュアルが開示されている東芝インフラシステムズ(株)の系列保守会社でなければ、当該機器の保守業務を履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	駅務統括所 (TEL: 791-6043)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
自動出札関係装置保守業務	R5. 4. 3	日本信号(株)大阪支社	42,944,000	受託人は保守対象である各機器の設計・製作を行った業者であり、各機器の交換部品の調達、ソフト不具合時の対応を行えるのはこの受託人のみである。また、保守を行うにあたって必要となる機器の調整基準についても、メーカー独自のものであることから本業務を履行できるのは受託人のみである。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	駅務統括所 （TEL：791-6043）
駅務機器の故障率予測業務	R5. 4. 1	西日本旅客鉄道(株)	2,512,092	本業務は、交通局が保有する稼働データを基に故障率を算出する。交通局の保有する稼働データで故障率を算出できるのは、令和4年度に交通局用に故障率予測システムの改修を行った受託者のみである。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	駅務統括所 （TEL：791-6043）
自動改札装置保守業務	R5. 4. 1	東芝自動機器システムサービス(株)	32,268,566	保守対象機器である自動改札機は東芝インフラシステムズ（株）製であり、機器の保守については当該機器の保守マニュアルが開示されている東芝インフラシステムズ（株）の系列保守会社である受託者しか履行出来ないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	駅務統括所 （TEL：791-6043）